

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の2第2項の規定により、観音寺港観音寺地区港湾隣接地域の指定に関する公聴会を次のとおり開催する。

令和3年7月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 日時 令和3年7月27日（火曜日） 午後2時から
- 2 場所 観音寺市坂本町7丁目3番18号 香川県三豊合同庁舎 2階会議室
- 3 指定しようとする地域

(1) 指定地域の範囲

地区名	区 域
観音寺	基点第1号から317度13分43秒に引いた線、基点第1号から基点第9号までを結んだ線及び基点第9号から354度28分07秒に引いた線と水際線に囲まれた陸域

(2) 基点の位置

第1号	四等三角点港（北緯34度07分34.7278秒、東経133度38分05.3792秒）から192度13分19秒、807.81メートル、観音寺市風瀬町3番地先の表示杭
第2号	基点第1号から264度27分02秒、129.96メートル、観音寺市風瀬町9番1地先の表示杭
第3号	基点第2号から255度55分05秒、6.71メートル、観音寺市風瀬町9番1地先の表示杭
第4号	基点第3号から215度11分07秒、18.19メートル、観音寺市風瀬町9番1地先の表示杭
第5号	基点第4号から264度27分02秒、11.50メートル、観音寺市風瀬町16番地先の表示杭
第6号	基点第5号から354度26分16秒、3.03メートル、観音寺市風瀬町18番1地先の表示杭
第7号	基点第6号から264度28分05秒、26.48メートル、観音寺市風瀬町18番1の表示杭
第8号	基点第7号から309度28分21秒、1.45メートル、観音寺市風瀬町18番1の表示杭
第9号	基点第8号から264度28分05秒、142.49メートル、観音寺市風瀬町18番2地先の表示杭